

明治学院大学心理学部倫理規程

<目的>

- 第1条 明治学院大学心理学部（以下「本学部」という）は、本学部に所属する研究者（以下「研究者」という）の、本学部倫理綱領に基づいて認定された倫理に関する諸行為について、その適正を期するために明治学院大学心理学部倫理規程（以下「本規程」という）を定める。「研究者」及び「実施責任者」については、明治学院大学研究倫理規準に従う。なお、大学院生や研究生に加えて、学部学生が研究実施者である場合も、その学生の指導教員を「実施責任者」とする。
- 第2条 本学部は、研究者がその専門的業務に従事するにあたって遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を、別に定める。
- 第3条 第2条に係る事項の厳正な審査を行うために、本学部倫理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

<委員会の業務>

- 第4条 委員会は、上記の目的を達成するため、本学部長（以下「学部長」という）の指示の下に次の業務を行う。
- (1) 本規程および倫理綱領の改廃に関する審議
 - (2) 研究者の研究に係る倫理保持および向上に関する業務
 - (3) 学部長からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する裁定案の答申
 - (4) その他、委員会が必要と認める業務

<委員会の構成>

- 第5条 委員会は、学部教授会の推挙により選出された委員若干名をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選とする。
 3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は最長2期までとする。
 4. 委員の交代は半数とする。
 5. 委員長は、必要に応じ委員会を構成する委員の他に、あらかじめ本学部教授会の承認を得て、一定期間、学識経験者を委員として加えることができる。

<委員会の運営>

- 第6条 委員長は、学部長からの関係事項に関する審議の附託を受けた場合、または委員長が必要とした場合、あるいは委員の3分の2以上の発議があった場合、委員会を開催し、議長となる。
2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
 3. 委員会は、出席委員の2分の1以上の賛成により決定を行う。ただし、第4条3号の裁定案の答申の場合については、委員会において委員の3分の2以上が出席した会議において、出席者の3分の2以上の賛成により決定を行う。
 4. 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選により指名を受けた者（副委員長等）が委員長の業務を代理し、又は委員長の業務を行う。

<委員会の報告>

- 第7条 委員長は、当該案件について委員会での審議が開始された日から起算して、3ヶ月以内に審議の結果を学部長に報告しなければならない。
2. 第4条2号に定める審議については、審議した判定結果を学部長に報告するとともに、申請者にも通達する。

<裁定>

- 第8条 裁定は、教授会の議を経て学部長が行う。

<改廃手続き>

第9条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本学部教授会においてこれを行う。

附則 本規程は2012年4月1日より施行する。

附則 本規程は2014年4月1日より施行する。

本規程案ならびに倫理綱領案は、以下に準じあるいは参照して作成されている。

公益社団法人日本心理学会倫理規程

公益社団法人日本心理学会倫理綱領

一般社団法人日本心理臨床学会倫理綱領

日本社会心理学会倫理綱領

兵庫県立大学研究倫理指針

東北大学大学院文学研究科・文学部調査・実験に関する内規

立教大学現代心理学部心理学科・現代心理学研究科倫理綱領および行動規範

一般財団法人特別支援教育士資格認定協会 特別支援教育士倫理規程

一般財団法人特別支援教育士資格認定協会倫理規程 特別支援教育士倫理綱領

一般社団法人学校心理士認定運営機構 学校心理士倫理綱領

一般社団法人学校心理士認定運営機構 学校心理士倫理規程

若島孔文・狐塚貴博・宇佐美貴章・坂倉憲政・松本宏明・野口修司 2009 日本における心理学諸学会の倫理規程の現状とその方向性. 東北大学大学院教育学研究科研究年報、58(1)、123-147.